

第八十二号議案

江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区手洗所設置及び管理に関する条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第
六号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

中川新橋北手洗所

江戸川区平井二丁目二番二四号先

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

中川新橋北手洗所を設置する必要があるので、本案を提出いたします。